

令和４年度宝塚市立病院クレジットカード決済指定代理納付業務委託に関する委託事業者選考審査基準

1 趣旨

令和４年度宝塚市立病院クレジットカード決済指定代理納付業務委託を実施する事業者を選考するにあたり、市立病院職員で構成する宝塚市立病院クレジットカード決済指定代理納付業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、最も優れた提案者を優先交渉権者として選出するため必要な事項を定める。

2 提案書及び見積書

市立病院は、別に定める募集要項に基づく提案書を選考対象業者に期日を定め提出を求める。

3 選定委員会

（１）選定委員会の委員構成は、次のとおりとする。

事業管理者
経営統括部長
経営統括部次長
経営統括部次長（医事経営担当）
経営統括部課長（医事経営担当）
経営統括部課長（管理担当）

（計６名）

（２）選定委員会は、経営統括部長が主宰する。

（３）選定委員会の庶務は、経営統括医事経営担当で行う。

4 選定委員会の役割

（１）選定委員会は、選考対象事業者から提出のあった提案書及び関連資料に基づく書面審査を実施し、最も優れた提案者を優先交渉権者とし、次順位の提案者を次点者として選出する。

（２）評価は、患者様の利便性の向上、業務遂行の確実性の観点から行う。

5 選考対象事業者

選考対象事業者は、応募のあった者の内、以下の条件をすべて満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令第１５７条の２（指定代理納付者による歳入の納付）第１項第１号及び第２号の規定に該当すること。
- （２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続開始の申し立て中、又は再生手続中でないこと。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て中、又は再生手続中でないこと。
- （４）宝塚市及び他の地方自治体において指名停止期間中でないこと。
- （５）仕様書に定める業務を確実に履行できること。
- （６）宝塚市暴力団排除の推進に関する条例（平成２４年条例第６号、以下「暴力団排除条例」という。）第２条第３号に該当しないこと。

6 選考における配点割合

加盟店手数料率	60%	180点
書面審査	40%	120点
合 計	100%	300点

7 加盟店手数料率の評点

各事業者の評点＝180点×最低加盟店手数料率／各事業者の手数料率
(小数点未満は四捨五入とします。)

8 書面審査の評点

第一次評点は、提案書の書面について審査員で集約します。

原点数は、提案内容に具体性があるか、考え方がより整理されているか等の観点から、各項目について1位を3点、2位を2点、3位を1点、4位以下は0点として採点します。

同順位の場合は同得点とし、次順位者は同順位者数を減じた順位とします。

	項目	審査基準
1	業務実施体制	・ 業務を遂行できる組織体制や管理責任体制 ・ 業務を遂行できる財産的基礎があるか
2	研修・トラブル時対応	・ 導入時の研修、トラブル時の対応
3	手数料算定方法	・ カード種類毎の期間毎の支払額に手数料率を乗じて算出する。
4	事業実績	・ 公立病院での指定代理納付業務実績 ・ 病床数200床以上病院での指定代理納付業務実績
5	個人情報保護	・ 情報セキュリティ及び個人情報保護に対する考え方、体制
6	当院に対する提案	・ 当院・利用者にとっての有効性

9 優先交渉権者の決定

書面審査、手数料率の得点を合計し、最も高得点のものを優先交渉権者とします。次に高得点の者を次点交渉権者とします。1位得点者のものが複数あるときは、手数料率の得点が最も高得点のものを優先交渉権者とします。